

コンプライアンス委員会 (第7回)

令和6年3月15日

デジタル庁

— 本日の議題

1 開会

2 議事

- ・ コンプライアンスに係る各種取組の推進状況について
- ・ デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた評価制度の活用
- ・ 入札制限制度の運用状況等について
- ・ 個人情報保護委員会からの「公金受取口座の誤登録事案に対する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく報告等の求め」に対する報告内容について
- ・ その他

3 閉会

— コンプライアンスに係る各種取組の推進状況について①

令和5年度実施した研修状況

○ 令和5年7月末から令和6年2月末までの間、eラーニング研修を実施した。

| 研修名 | 主な内容 | 対象者 | 時期 |
|----------------|---|------|--------------------------------|
| 一般職員向け研修 | コンプライアンスの重要性、国家公務員倫理規程など | 一般職員 | R5.7 |
| 幹部職員向け研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス違反を起こさないために ・幹部職員に求められるコミュニケーションのスキル | 幹部職員 | R5.7 |
| 組織別研修(LIVE) | 内部通報制度の意義とデジタル庁における内部通報制度の概要 | 全職員 | R5.10 |
| 動画研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・部下職員、契約事業者等に対するパワーハラスメント ・職務上知り得た秘密の漏えい ・調達等に関与する可能性のある事業者との不適切な交際(供応接待、利益供与等) | 全職員 | R5.11 |
| 事例研修 (注意喚起) | <ul style="list-style-type: none"> ・SNSにおける注意点 ・再就職規制と違反事例 ・飲酒時における注意点 ・年度末に留意すべき事項 | 全職員 | R5.9 R5.11 R5.12 R6.1 |
| 政務向け研修 | 不正・不祥事のメカニズムと未然防止 | 政務3役 | R6.1 |

— コンプライアンスに係る各種取組の推進状況について②

コンプライアンス意識向上のための啓発動画制作

- ・ 国家公務員法、国家公務員倫理法令等に違反する行為として、動画を制作
- ・ 取り上げたテーマ:①デジタル技術や政策に係る外国企業等への漏えい
②事業者との不適切な交際(供応接待、利益供与等)
③SNSによる不適切な投稿

入札制限ルール の運用状況に係る事後監査の実施

- ・ 入札制限ルールについて、その運用状況と課題を整理するため、第三者(監査法人)による事後監査を実施
- ・ 監査対象は、原則令和5年5月時点で既に調達を終えている案件の中から選定
- ・ 主な論点は、デジタル庁における入札制限等に関する規程に係る準拠性、当該ルールによる調達への弊害、当該ルールの明確性、事務の確実性、効率性 等
- ・ 調査手法は、関係フォルダ、ログ等のフォレンジック、関係資料のレビュー、関係職員へのヒアリング 等
- ・ 報告書は、現在、取りまとめ中

一 デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた評価制度の活用

1. 取組のねらい・概要

- スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンへと転換して持続可能な経済社会を実現する鍵であることから、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議により「スタートアップ育成5か年計画」が策定され、そのための戦略等が示されたところである。
- デジタル分野におけるスタートアップ(以下「デジタル・スタートアップ」という。)からの調達機会を拡大するため、情報システムに係る調達において、契約の内容に応じて、デジタル・スタートアップを評価するものとする。

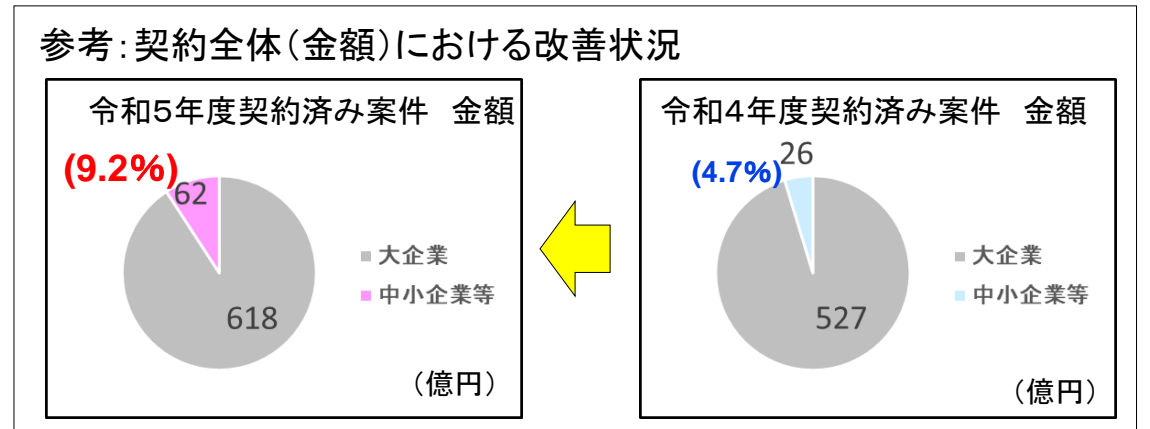
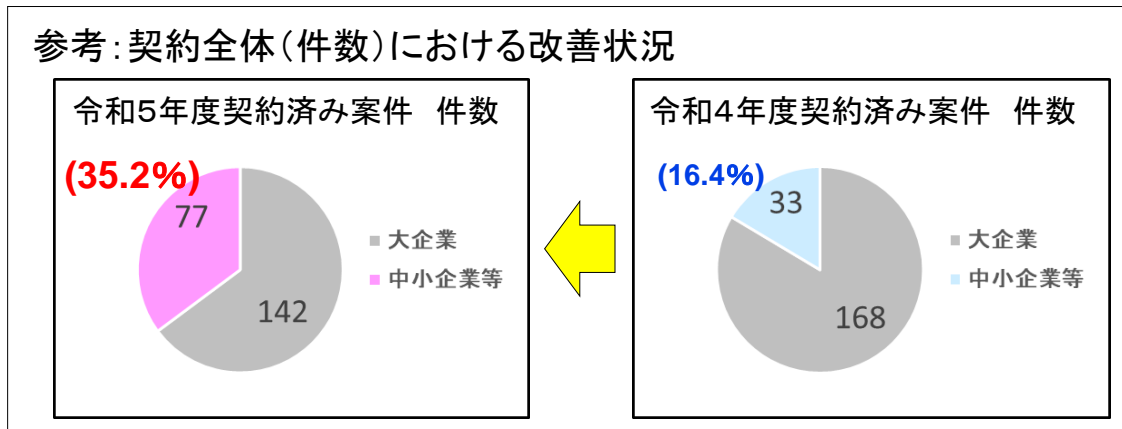
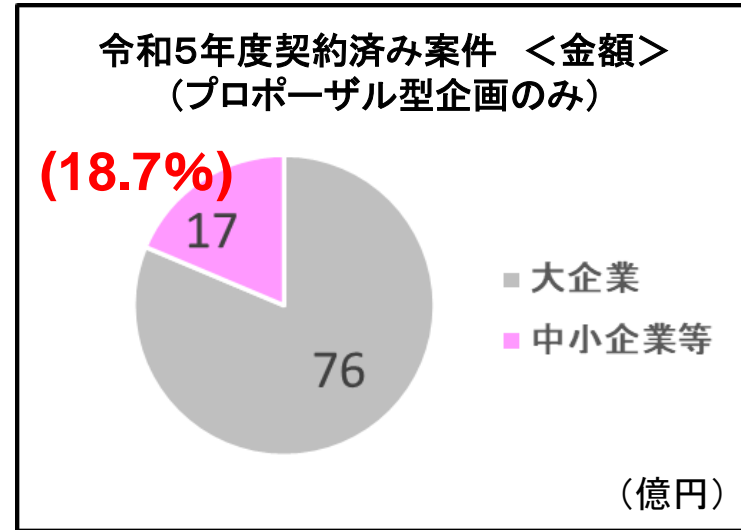
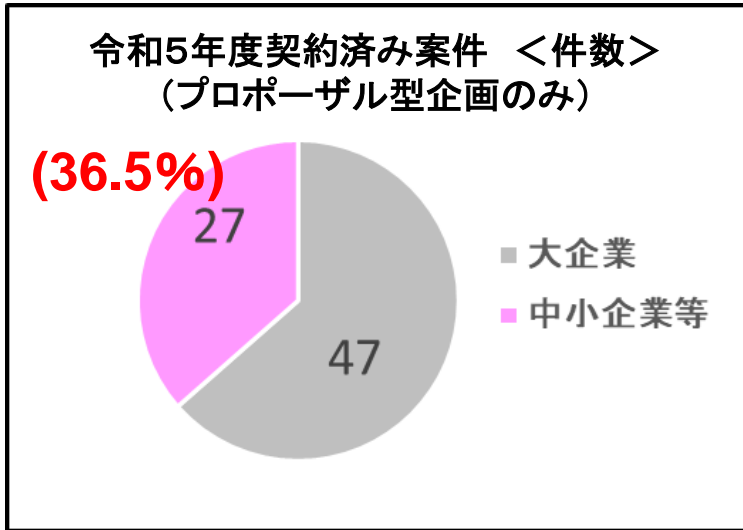
2. 取組の内容

- **取組の実施主体**
国の機関
- **取組の対象となる調達**
情報システムに係る調達のうち、特殊な技能や高い技術力を要する案件であって総合評価落札方式により契約を行うもの(個別の調達において、デジタル・スタートアップを評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じる調達を除く。)
- **加算評価の対象となる企業**
次の要件を全て満たす事業者を対象とする。
 - ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること(みなし大企業は除く)
 - ② 設立から10年未満であること(調達する案件の内容・性質等を踏まえ、設立から15年未満とすることも可能)
 - ③ 情報システムに関連した技術をもって当該事業に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大を想定している事業者であること

関連会議 [第12回デジタル社会推進会議幹事会・書面開催 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)

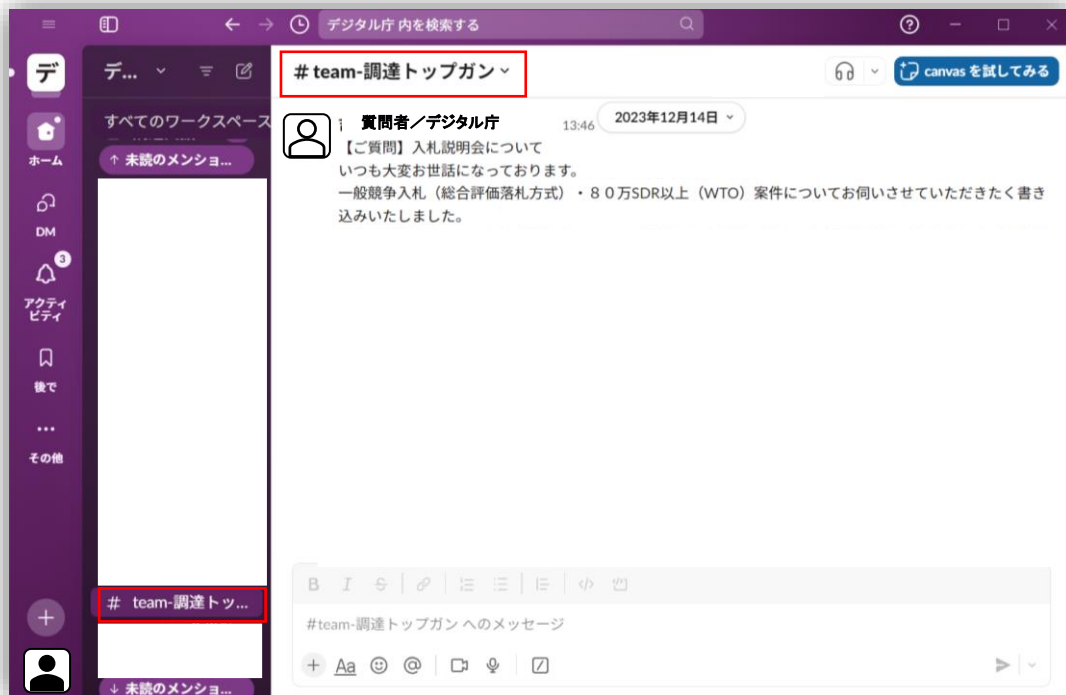
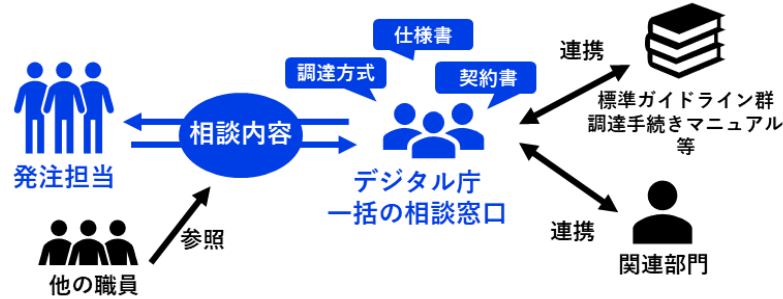
参考情報: プロポーザル型企画競争の導入

情報システムの調達において、事業者から企画提案書を受け、その内容を評価して最も評価の高かった者を選定する『プロポーザル型企画競争』を、情報システムの調達にも適用。(デジタル庁 令和5年度より)
 これにより、高い技術力、専門性を有している中小・スタートアップ企業の参入機会の拡大を図ることとしている。
 令和5年度の実績(12/18時点)において、件数・金額共に、中小企業等が占める割合の拡大に寄与している。



参考情報:調達相談窓口(Slack #調達トップガン)の設置

- ・調達に於いては従来、担当者が周囲の数人の経験者等に相談しながら、実施することが多い。
- ・デジタル庁ではSlack内に「相談窓口」を設置し、PJMOからの調達及び法令周り等の相談を受け付け。開設から約1年で120件の相談あり。



(相談内容の内訳)

1. 調達手法 33%

- ・一般競争入札総合評価などの調達手法に関する相談
- ・プロポーザル型企画競争での調達に関する相談 等

2. 調達のルール 17%

- ・入札制限や変更契約の条件の確認、相談
- ・ベンダーロックイン防止チェックリストの作成時の相談 等

3. 仕様相談 15%

- ・調達仕様書や要件定義書の記載内容に関する相談
- ・調達仕様書標準テンプレートに関する質問 等

4. 調達フロー 14%

- ・資料閲覧や入札説明会、意見招請の実施に関する相談
- ・公示期間や調達のスケジュールに関する相談 等

5. 契約関係 中小・スタートアップ関係 7%

6. 中小・スタートアップ関係 5%

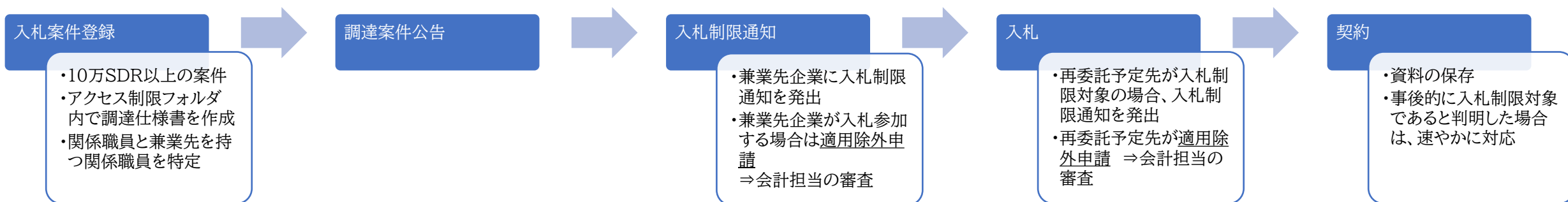
7. 見積関係 5%

8. その他 5%

入札制限制度の運用状況等について①

入札制限制度の概要と運用状況(2021.9~2024.2)

| | |
|--------|--|
| 対象の調達 | 10万SDR以上の調達案件 |
| 入札制限対象 | 対象の調達案件に関与したデジタル庁職員の兼業先企業等(当該企業の親子会社を含む) ※コンソーシアムや再委託(20%以上)も含む |
| 例外措置 | 調達仕様書の内容等について、兼業者と兼業先企業等とが連絡をとっていない場合は、兼業先企業等による申請により例外措置を行うことで、当該企業が入札に参加することが可能になる |



| 運用状況 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(R6.2時点) |
|----------|-------|-------|---------------|
| 調達案件登録件数 | 172件 | 285件 | 328件 |
| 入札制限通知件数 | 428件 | 530件 | 454件 |
| 例外措置件数 | 0件 | 0件 | 1件 |

入札制限制度の運用状況等について②

企業等からの問合せ

- 入札制限通知を受け取った企業等からは、通知の意味が分からない、どのようなアクションが求められているのか、といった反応が散見される。
- 入札制限対象企業が適用除外を申請しようとした場合には、申請がどう扱われるのか、接触履歴をどのように作成したらよいか、といった実務上の疑問を抱く場合があるとみられる。

(制度について)

- デジタル庁から入札制限の通知が届いたが、何らかの対応が必要か。
- 入札制限通知が届いたが、どう対応したらよいかわからないので、とりあえず適用除外申請を提出したい。
- 自社社員が関係職員として登録されている調達案件について、入札参加を検討しているが、入札制限通知が発出されるのか。

(適用除外申請について)

- 適用除外申請に添付する接触履歴について、どの程度細かく記録を作成すべきなのか。
- 適用除外申請を提出した後どういった対応が必要になるのか。
- 入札参加企業から見積もりの作成依頼があった場合、適用除外申請を行う必要があるか。

入札制限制度の運用状況等について③

運用状況を踏まえた制度の在り方(運用改善案)

制度の浸透

- ・デジタル庁採用時等に、職員本人と企業等に入札制限制度について理解してもらう機会を設ける(実施中)。

適用除外の透明性

- ・適用除外申請に添付する接触履歴の作成方法をあらかじめ例示する。
- ・適用除外申請をした場合に、当該申請をどのように審査し、どのように結果を通知するのか等、可能な限りあらかじめ例示する。

内部統制の徹底

- ・制限対象となりえる調達案件の担当者には、速やかな案件登録を徹底させる(実施中)。
- ・調達制限の通知漏れがないよう、職員の兼業先等情報の登録・更新を速やかに実施させる(実施中)。

個人情報保護委員会からの「公金受取口座の誤登録事案に対する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律に基づく報告等の求め」に対する報告内容について

公金受取口座の誤登録事案の概要 ①

- ・ 公金受取口座は、公金受取口座登録制度※に基づきデジタル庁が管理する「口座情報登録・連携システム」において登録・管理している

(※参考)公金受取口座登録制度とは

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、国民等が金融機関に持つ本人名義の預貯金口座を、給付金等の受取のための口座として、デジタル庁に任意で登録する制度

- ・ 登録手続を支援する市区町村のマイナポイント支援窓口において、共用端末を用いたマイナポータル経由の登録支援を行っていた際、本人又は手続を支援する者による操作ミス(ログアウトの失念)等により、別人のマイナンバーと銀行口座情報を紐付けた公金受取口座の誤登録事案が発生
- ・ 本事案に関し、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)は当庁に対して、令和5年6月15日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第35条第1項に基づく報告徴収を実施

公金受取口座の誤登録事案の概要 ②

- ・ 6月16日、当庁から委員会に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第68条第1項に基づく漏えい等報告を実施
- ・ 同月30日、当庁から同月15日付の報告徴収の求めに対する報告書を提出
- ・ 委員会は、更なる事案解明に向けた調査を行うため、7月19日、番号法第35条第1項に基づくデジタル庁への立入検査を開始
- ・ 立ち入り検査の結果、委員会は、9月20日付で当庁に対して、番号法第33条及び個人情報保護法第157条に基づく指導を行うとともに、併せて、番号法第35条第1項及び個人情報保護法第156条に基づく報告等の求めを実施
- ・ 当庁は、委員会の求めに対して、10月31日付で「『特定個人情報及び個人情報等の取扱いについて(指導及び報告等の求め)』における指導事項の改善状況の報告について」を発出し、報告を求められた指導事項に係る改善状況について、報告を実施

ア) 本人確認の措置

デジタル庁は、本人確認の措置を求める番号法第16条の趣旨に鑑み、特にオンラインでマイナンバーに紐付く特定個人情報を取得する場合には、法定された本人確認措置に加え、複数の操作によって取得した特定個人情報の全項目につき同一人の情報であることを確認するため、公金受取口座登録手続全体を通じた実効的な本人確認の手法について、検討することが望ましい。

イ) 保有個人情報の漏えい等発生時における報告体制(組織的安全管理措置)

デジタル庁は、保有個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応に関する各規程の内容を全職員に正しく理解させた上で、報告対象事案が生じた際には、適時適切に組織体制上の上位者へ報告させ、事実関係を組織内で共有して安全管理上の対応を策定するための体制を整備するなど、組織的安全管理措置に改善が必要である。

ウ) 取扱手順の見直し(組織的安全管理措置)

デジタル庁は、特定個人情報等の取扱手順の見直しを行い、市区町村と情報共有を図るなど、組織的安全管理措置を講ずる必要がある。

エ) 漏えい等の報告(人的安全管理措置)

デジタル庁は、個人情報保護法に基づく漏えい等の報告対象の事態を把握した場合は、速やかに当委員会に漏えい等報告を提出できるよう、報告義務について職員の理解を醸成する教育を実施するなど、人的安全管理措置を講ずる必要がある。

オ) 特定個人情報保護評価

デジタル庁は、特定個人情報保護評価制度の趣旨及び当委員会の「全項目評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することに加え、組織的・人的安全管理措置について実務に即して適切に運用・見直しを行うこと、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要である。」等の指摘に鑑み、前記評価書に記載したリスク対策につき不断の見直し・検討を行うとともに、今後、リスクを変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、必要な特定個人情報保護評価を適時適切に実施する体制を、有効に機能させることが求められる。

10月31日付、デジタル庁からの指導事項の改善状況の報告（1）

ア) 本人確認の措置について

- ・ 地方公共団体における支援窓口でのログアウト忘れ防止のための対策が必ずしも十分ではなかったと認識
- ・ 令和5年6月23日にログアウト忘れ防止機能を搭載することで、システム面では所要の対応を了したと認識
- ・ 令和5年11月上旬に地方公共団体向けに事務連絡を発出し、「ログアウトの徹底」に向けて、支援窓口の支援員自身によるログアウト忘れの確認を要請【※ 11月2日付で事務連絡を発出済】

イ) 保有個人情報の漏えい等発生時における報告体制(組織的安全管理措置)について

- ・ 漏えい又は漏えいのおそれがある場合のデジタル庁内の対応について、個人情報保護法及び内部規程の理解に欠けていたと認識
- ・ 次の6つの対応や取組を実施済又は実施する予定
 - 1) 人的体制の整備、2) 庁内の責任体制の明確化、3) 情報共有体制の整備、4) 個人情報保護に関する庁内周知、5) 研修の実施、6) 職員の意識改革と個人情報保護の継続的な取組

10月31日付、デジタル庁からの指導事項の改善状況の報告 (2)

ウ) 取扱手順の見直し(組織的安全管理措置)について

- ・ 窓口支援を行う地方公共団体に対して、ログアウト忘れ防止に係る注意喚起が必ずしも十分ではなかったと認識
- ・ 令和5年5月23日に、地方公共団体向けに事務連絡を発出し、マイナポイント支援窓口の利用者へのログアウトの働きかけの徹底を依頼
- ・ 令和5年11月上旬に地方公共団体向けに事務連絡を発出し、「ログアウトの徹底」に向けて、支援窓口の支援員自身によるログアウト忘れの確認についても要請 【※ 11月2日付で事務連絡を発出済】

エ) 漏えい等の報告(人的安全管理措置)

- ・ 漏えい又は漏えいのおそれがある場合の個人情報保護委員会への報告対応について、個人情報保護法の理解に欠けていたと認識
- ・ 次の2つの対応や取組を実施又は実施する予定
 - 1) 情報共有体制の整備、2) 研修の実施

オ) 特定個人情報保護評価について

- ・ 環境変化に応じて特定個人情報保護評価書の見直しを行うことへの意識が必ずしも十分ではなかったと認識
- ・ 特定個人情報保護評価書が個人情報保護委員会にて承認されて以後、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係る環境の変化や想定していなかったリスク事案等が発生した場合、直ちに個人情報保護対策チームに情報を共有するように、担当部署の職員に対して、啓発及び周知徹底を図る。
- ・ 1年に1回、公表している特定個人情報保護評価書については、記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検証する。

カ) 対応策等の実効性や継続性を担保し、形骸化しないための取組について

- ・ デジタル庁の保有個人情報に関する実効性のある「監査と点検」が特に重要であると認識
- ・ 次の5つの対応や取組を実施済又は実施する予定
 - 1)個人情報保護監査チームの発足、2)自己点検を兼ねた実態調査の実施、3)監査の実施、4)関係システムの委託先に対する監査・点検のサポート、5)ログ分析のサポート

【参考】
個人情報保護委員会
公表資料より

時系列表

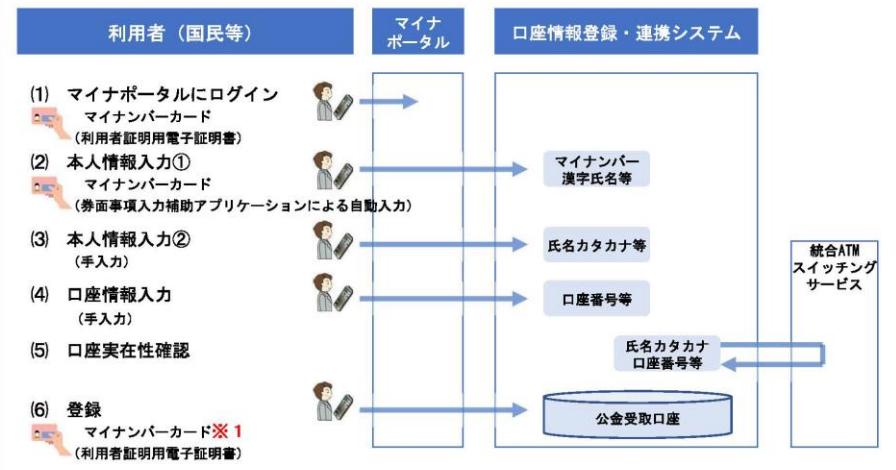
| 令和3 (2021) 年 | |
|--------------------------|--|
| 3月4日 | 内閣府番号制度担当室 口座登録法に関する事務の特定個人情報保護評価につき相談開始。 |
| 9月1日 | デジタル庁 発足。 |
| 10月20日 | デジタル庁 口座登録法に関する事務の特定個人情報保護評価にかかる全項目評価書を作成。 → 個人情報保護委員会 前記全項目評価書を審査し、承認。 |
| 11月19日 | 「マイナポイント第二弾」政策（コロナ克服・新時代開拓のための経済対策）の実施 閣議決定。 |
| 令和4 (2022) 年 | |
| 3月28日 | デジタル庁 口座情報登録・連携システムをリリース。 → マイナポータルを経由した公金受取口座登録サービスを開始。 |
| 6月24日 | デジタル庁 市区町村に対して事務連絡を发出。 → ログアウト等の措置を実施するように注意喚起する内容を含む事務手順を配布。 |
| 6月30日 | 「マイナポイント第二弾」公金受取口座登録に伴うマイナポイント付与開始。 → 支援窓口における同手続の支援開始等に併い、公金受取口座登録数が飛躍的に増加。 |
| 7月19日 | 豊島区の支援窓口において、公金受取口座の誤登録事案発生。 → 同区が、デジタル庁担当職員Aに対し報告。 → デジタル庁内でB管理職まで報告後、対応終了。 |
| 7月20日 | 盛岡市の支援窓口において、公金受取口座の誤登録事案発生。 → 同市が、デジタル庁担当職員Cに対し報告。 → デジタル庁内で、それ以上の報告は実施されず、対応終了。 |
| 8月30日 | 盛岡市の支援窓口において、公金受取口座の誤登録事案発生。 → 同市が、デジタル庁担当職員Cに対し報告。 → デジタル庁内で、それ以上の報告は実施されず、対応終了。 |
| 9月2日 | 盛岡市の支援窓口において、公金受取口座の誤登録事案発生。 → 同市が、デジタル庁担当職員Cに対し報告。 → デジタル庁内で、それ以上の報告は実施されず、対応終了。 |
| 11月頃～ (令和5年) 4月10日 | 4つの市区町村の支援窓口において、公金受取口座の誤登録事案発生。 → 各市区町村が、それぞれ、デジタル庁担当職員に対し報告。 → デジタル庁内で、それ以上の報告は実施されず、対応終了。 ※ 令和4年11月頃、デジタル庁担当職員は、地方公共団体向けコールセンターに対し、誤登録事案が連続発生している旨記載した対応手順書を配布（対応効率化）。 ※ 市区町村に対し、同種誤登録事案が連続発生している旨のデジタル庁による周知はなし。 |
| 令和5 (2023) 年 | |
| 4月10日 | 福島市の支援窓口において、公金受取口座の誤登録事案発生。 → 同市が、デジタル庁担当職員Dに対し報告。 → その後、デジタル庁内でB管理職、E統括官まで報告。 |
| 4月11日 | 福島市の支援窓口において、公金受取口座の誤登録事案発生。 → 同市が、デジタル庁担当職員Dに対し報告。 → その後、デジタル庁内でB管理職、E統括官まで報告。 |
| 5月10日 | 福島市 誤登録のあった対象者からの聞き取りを完了。聞き取り結果をデジタル庁へ報告。 |
| 5月18日 | 福島市 誤登録のあった対象者全員への説明を完了。 |
| 5月19日 | デジタル庁B管理職及びE統括官 福島市における同誤登録事案の発生につき、デジタル大臣室へ報告。 |
| 5月20日 | デジタル庁B管理職及びE統括官 河野デジタル大臣に対し報告。 → 福島市における誤登録事案4件と共に、過去にも複数の市区町村で同種誤登録事案が発生しており、デジタル庁担当職員らが、その発生報告を受けていた旨説明。 |
| 5月23日 | 福島市及びデジタル庁 誤登録事案の発生を公表。 デジタル庁 公金受取口座に関する総点検の実施を公表。 |
| 6月7日 | デジタル庁 公金受取口座に関する総点検を行い、誤登録されている可能性（漏えいのおそれ）がある事案748件を把握。 デジタル庁 6月26日に追加調査を実施し、前記事案の最新件数を940件に変更。 |
| 6月15日 | 個人情報保護委員会 デジタル庁に対し、番号法に基づく報告徴収を実施。 |
| 6月16日 | デジタル庁 個人情報保護法に基づく漏えい等報告を、個人情報保護委員会に提出。 |
| 6月23日 | デジタル庁 口座情報登録・連携システムにつき、登録申請開始時と同申請完了時のマイナナンバーカード同一性確認機能（ログアウト忘れ防止機能）を追加。 |
| 6月30日 | デジタル庁 番号法に基づく報告徴収に対する報告書を、個人情報保護委員会に提出。 |
| 7月19日 | 個人情報保護委員会 デジタル庁に対し、番号法に基づく立入検査を開始。 |

別紙1

公金受取口座登録フロー概要

別紙2

<通常時の登録フロー>



<誤登録発生時>

